

10月の相談窓口

※相談無料、対象の記載がない場合は誰でも相談可。各分野の専門職が相談に応じ、秘密は固く守ります。相談・予約業務はいずれも正午～午後1時(消費生活相談員による消費生活相談は除く)、14日(祝)・22日(祝)は休みます。

●相談窓口●

名称	と	き	ところ・対象	問合せ・予約		
市民相談	毎週(月)～(金)	午前8時30分～午後5時	市役所相談室 (北庁舎1階) 対象：市内在住・在勤・在学者	市民課相談室 (☎(71)2222) 予約受付→受付開始日のみ午前9時～午後5時15分。翌日以降は午前8時30分～午後5時15分		
弁護士による法律相談	毎週(金)・16日(水)	午後1時～4時				
司法書士による法律相談	7日(月)・21日(月)	午後1時～4時				
司法書士・土地家屋調査士による相続・登記・測量相談	9日(水)	午後1時～4時				
行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談	8日(火)	午後1時～4時				
行政相談	1日(火)・15日(火)	午後1時～4時				
人権相談	3日(木)・17日(木)	午後1時～4時				
女性相談	毎週(水)	午前10時～午後4時				
外国人相談	ポルトガル語 毎週(月)・(水)・(木)・(金)	午前10時～午後5時			市役所市民課 対象：市内在住・在勤・在学者	市民課 (☎(71)2268)
	フィリピン語 毎週(月)・(火)・(金)	午前10時～午後5時				
	中国語 毎週(月)・(火)・(木)・(金)	午前9時～午後4時				
年金相談	10日(水)	午前10時～午後4時	市役所相談室 対象：市内在住者	国保年金課 (☎(71)2231) 予約受付→午前9時～午後5時		
税理士による税務相談	2日(水)	午後1時30分～4時	市役所相談室 対象：市内在住者	市民税課(☎(71)2213) 予約受付→午前8時30分～午後5時15分		
不動産・空き家相談	23日(水)	午後1時～4時	市役所相談室 対象：市内に不動産及び空き家を所有する者	建築課(☎(71)2241) 予約受付→午前8時30分～午後5時15分		
消費生活相談員による消費生活相談	毎週(月)・(火)・(木)・(金)	午前9時30分～午後4時 (受付は午後3時30分まで)	市役所さくら庁舎 対象：市内在住・在勤・在学者	消費生活センター (☎(76)7749) 予約受付→午前9時～午後5時。相談時間内は同センターへ。その他の時間は商工課(☎(71)2235)		
弁護士による消費生活相談	15日(火)	午後1時～3時				
労働相談	10日(水)	午後1時～4時	市役所相談室	商工課(☎(71)2235) 予約受付→午前8時30分～午後5時		
職業相談・紹介	毎週(月)～(金)	午前9時～午後4時30分	市役所さくら庁舎	市地域職業相談室 (☎(71)0311)		
ひとり親家庭相談 家庭児童相談	毎週(月)～(金)	午前8時30分～午後5時15分	市役所子育て支援課 対象：市内在住者	子育て支援課 (☎(71)2229)		
内職相談	毎週(金)	午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)	市役所さくら庁舎 対象：県内在住者			
子育て相談	毎週(火)～(金)	午前9時～午後5時	子育て支援センター(☎(72)2317)			
乳幼児の子育て相談	毎週(月)～(土)	午前9時～午後5時	二本木(☎(77)2774)・あけぼの(☎(97)2276)・さくら(☎(99)2100)・和泉(☎(92)8100)子育て支援センター			
若者相談(不登校・ひきこもり等)	毎週(水)・5日(土)	午前10時～午後3時(5日(土)は正午まで、30日(水)は午後1時～4時)	青少年の家 対象：市内在住・在学の義務教育を修了した15歳～概ね40歳の人、その家族	青少年の家 (☎(76)3432) 予約受付→(水)～(土)の午前8時30分～午後5時15分		
こころの電話相談	毎週(月)～(金)	午前9時～午後5時	教育センター相談室 対象：市内在住の小中学生及び保護者	教育センター相談室 (☎(76)9674) 予約受付→午前9時～午後5時		
教育相談	毎週(月)～(金)	午前9時～午後5時				
臨床心理士によるふれあい相談	毎週(月)～(金)	午前10時～午後5時 (月)は午後6時まで				

市役所代表 ☎(76)1111 / FAX(76)1112